

岐阜薬科大学利益相反ポリシー

制定 平成 年 月 日
改正 平成27年 9月 1日

1 目的

岐阜薬科大学（以下「本学」という。）は、高度な研究に支えられた教育により、有為な薬学専門職業人を育成し、それらを通じて社会に貢献することを基本理念としており、今日の「知の時代」においては、本学の役割はますます重要となり、より一層の社会貢献活動が期待されている。

本学は、高度な研究により得られる産業上有意義な知見については人類共通の知的財産として、産官学連携を通じて社会に還元することで、産業の振興に貢献することを重要な使命としている。

産官学連携を円滑に推進するためには、真理の追求を目的とする大学と利潤追求を目的とする産業界とが、目的と役割の相違を越えて、お互いの立場を尊重しながら協力し合う必要がある。しかしながら、大学と企業等の間に目的・役割の相違から不可避免的に、その構成員たる教職員に関していわゆる利益相反が生じる。

したがって、大学のその使命遂行の活動については、公共性・中立性の他に透明性を確保し、また対外的には説明責任を果たさなければならない。

本ポリシーの目的は、このような状況を解消して、社会的信頼を維持し、教職員が産官学連携を含む社会貢献活動に積極的に取り組める環境を整備することにある。

2 基本姿勢

本学は、利益相反の状態を把握し、適切にマネジメントすることにより、利益相反の結果生じる弊害を抑制又は回避して、透明性を確保する。それによって教職員が産官学連携を含む社会貢献活動に積極的に取り組めるよう支援する。

本学は、産官学連携を含む社会貢献活動を推進するに当たっては、産業界等社会に対して理解・協力を求めるとともに、社会に対する説明責任を果たしていく。

本学教職員は、社会貢献活動を進めるに当たり、結果として大学が対外的に利益相反に伴う中立性・公明性・倫理性に対する疑義をもたれないよう努める。

3 利益相反の定義

広義の利益相反には「狭義の利益相反」と「責務相反」がある。前者には「個人としての利益相反」と「大学としての利益相反」がある。

「個人としての利益相反」は「教職員個人の得る利益とその個人の所属する大学における責任との相反」であり、「大学としての利益相反」は「大学が得る利益とその大学の社会的責任との相反」である。

「責務相反」は、兼業活動により複数の職務遂行責任が存在したとき、本務の判断に支障をきたす、又は本務を怠っている事態をいう。

本ポリシーでは、狭義の利益相反と責務相反を合わせて、広義の利益相反として利益相反の対象とする。

4 利益相反マネジメント委員会の設置

本ポリシーの目的を達成するために、本学に「利益相反マネジメント委員会」を設置する。

5 利益相反の対象となる教職員

本ポリシーにおいて対象としている教職員とは、以下の者とする。

ア 常勤の教職員

イ その他利益相反マネジメント委員会が対象者と判断した者

6 情報の開示

利益相反マネジメント委員会は、利益相反の管理状況を内外に開示する。

7 教職員への啓発

教職員に対し利益相反に関する意識の向上を図るため、定期的に専門家による研修を実施する。

8 ポリシーの見直し

国内外の経済社会情勢の変化、産官学連携活動の態様の変化、利益相反に伴う事態の事例の蓄積状況等に応じて、本ポリシーの見直しを適宜実施する。